

ぬくもりの家居宅介護支援重要事項説明書

1. 運営の方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう居宅介護支援を行ないます。

また、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健・医療・福祉サービスが多様な事業者から公正・中立を旨とし、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。

2. 担当介護支援専門員（ケアマネジャー）

連絡先 ぬくもりの家（居宅） 4 6 - 5 2 0 6
氏名 ぬくもりの家（代表） 4 6 - 4 1 0 0

3. 事業所の概要

事業所名 ぬくもりの家居宅介護支援事業所
所在地 岩手県奥州市胆沢南都田字大持 30 番地
指定番号 0 3 7 2 5 0 0 5 0 4
指定年月日 平成 14 年 4 月 1 日
職員体制 管理者 1 人 介護支援専門員 4 人（内兼務者 1 人管理者）
介護支援専門員は居宅介護支援の提供を行います。
営業日 月曜日から金曜日
ただし、国民の祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除きます。
営業時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分
提供地域 奥州市〔江刺を除く〕・金ヶ崎町

4. 利用の開始

要介護認定において、「要介護 1 から 5」と認定された方です。

「居宅サービス計画作成依頼届出書」を奥州市に提出し、利用の開始となります。

5. サービスの内容

- 居宅サービス計画の作成（課題分析や生活ニーズ等は「課題分析標準項目表」で行います）
- 医療と介護の連携促進（入院から退院の支援が円滑に行われるために、担当ケアマネジャーの氏名・連絡先を入院先医療機関に提供することを義務付けられています）
（退院・退所時のカンファレンスでは必要に応じて福祉用具専門相談員等の参加を依頼します）
- 複数のサービス提供事業者の紹介と、利用者の意思に基づく選定の支援
（居宅サービス計画に居宅サービス事業所を位置付ける際は、複数の事業所を紹介します）
（居宅サービス事業所の選定理由を求められた際は説明します）
- 同一事業者によって提供されたものの割合について
（当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙で説明します）
- 支援サービス …… 要介護認定の申請、居宅サービス計画作成依頼の届け出など
- 相談・苦情の受付など
- 施設サービスの紹介

6. 居宅介護支援サービス利用料

要介護度区分 取り扱い件数	要介護 1・2	要介護 3・4・5
取扱件数 45 未満	居宅介護支援費 I 10,860 円	居宅介護支援費 I 14,110 円
取扱件数 45 以上 60 未満	居宅介護支援費 II 5,440 円	居宅介護支援費 II 7,040 円
取扱件数 60 以上	居宅介護支援費 III 3,260 円	居宅介護支援費 III 4,220 円

	加算	加算額	算定回数等
要介護度による区分なし	初回加算	3,000 円	・新規に居宅サービス計画を作成する場合 ・要支援者が要介護認定を受け居宅サービス計画を作成する場合 ・要介護状態区分が2区分以上変更し、居宅サービス計画を作成する場合
	入院時情報連携加算（I）	2,500 円	利用者が入院した日のうちに情報提供した場合 （営業時間外入院の場合は翌日でも可）
	入院時情報連携加算（II）	2,000 円	利用者が入院した日の翌日又は翌々日に情報提供した場合（同上）
	退院・退所加算（Iイ）	4,500 円	（Iイ）情報の提供をカンファレンス以外の方法で1回受けている
	（Iロ）	6,000 円	（Iロ）情報の提供をカンファレンスにより1回受けている
	（IIイ）	6,000 円	（IIイ）情報の提供をカンファレンス以外の方法で2回以上受けている
	（IIロ）	7,500 円	（IIロ）情報の提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによる
	（III）	9,000 円	（III）必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上がカンファレンスによる
	緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000 円	病院・施設等の求めにより、当該病院・施設等の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合、一月に2回を限度として算定する
	ターミナルケアマネジメント加算	4,000 円	在宅での看取り期間に対して、自宅訪問し利用者の心身の状況等を記録し、主治医と事業所に情報提供する場合
特定事業所加算（I）	5,190 円	「利用者に関する情報またはサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的で開催すること」等、厚生労働大臣が定める基準に適合する場合（一月につき）	
特定事業所加算（II）	4,210 円		
特定事業所加算（III）	3,230 円		
通院時情報連携加算	500 円	利用者が診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師からの情報を計画に位置づけた場合	
処遇改善加算	所定単位数の 2.1%	介護職員等の処遇改善に関する計画を作成し、ケアプランデータ連携システムの活用、職員の資質向上、職場環境の改善等、厚生労働大臣が定める基準に適合する場合	
中山間地域等に居住する利用者へのサービス提供加算	所定単位数の 5/100	中山間地域等*に住んでいる利用者に対して、通常事業の実施地域を越えて、指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数を所定単位数に加算する	

中山間地域等*：岩手県全域

居宅サービス計画の作成は介護保険から全額給付され、自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により事業所において法定代理受領ができなくなった場合、一月につき要介護状態区分に応じて、自己負担をいただきます。この場合、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。なお、このサービス提供証明書を、市町村の担当窓口へ提出されますと、後日自己負担した納付金が払い戻されます。24時間連絡体制を確保し、電話等で利用者等の相談に対応します。

7. 公正中立なケアマネジメントの確保

利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業者の紹介を求められます。また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求められます。

8. 介護支援専門員の決定と変更について

ご要望がある場合はいつでもご相談に応じます。

9. 秘密の保持

介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。また、事業所は利用者及びその家族等の個人情報が記載されている書類を他の事業所に提供するにあたっては必ず利用者等の同意を得たうえで提供します。

10. 身分証の携行

介護支援専門員は常に身分証を携行しています。求めに応じいつでも提示しますのでご確認下さい。

11. 事故発生時の対応と損害賠償

(1) 利用者に対して介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに当該利用者の家族等に連絡するとともに奥州市へ報告するなど必要な措置を講じます。

(2) 利用者に対して介護サービスの提供により事業者の責に帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、損害を賠償します。ただし、利用者又は親族・姻族代表又は代理人及び、その家族の故意又は過失等が認められた場合、又は事業者が相当の安全配慮措置を行ったにもかかわらず事故が発生した場合、又は予見することができない事故の場合に、利用者のおかれた心身の状況等を勘案して減額をするのが相当と認められる場合は損害賠償の責を減ずる又は免れる場合があります。

連絡先	担当課・氏名・事業所名等	電話番号
市町村	胆沢健康福祉グループ	0197-46-2977
家族		
主治医		

12. サービス提供における留意事項

(1) 事業者はサービス提供にあたっては安全確保と事故防止について最善の努力を行っています。

万が一事故が発生した場合は、事業者はサービス提供に起因して生じた損害について賠償を行う責任を有しており事故発生に備えて損害保険に加入しております。但し、利用者又は親族代表又は姻族代表及び家族の行為に起因する事故の場合や、事業者が相当の安全配慮措置を行ったにもかかわらず事故が発生した場合、又は予見することができない事故については、損害賠償の責を減ずる又は免れる場合があります。

(2) 以下の行為を行った場合は、契約書記載の契約解除条項に該当する可能性がありますのでご留意願います。

- ① 利用者及び親族・姻族代表又は代理人及びその家族が他の利用者又は事業所従業員への暴力、窃盗又は物品の破壊等の犯罪行為を行った場合。
- ② 利用者及び親族・姻族代表又は代理人及びその家族が他の利用者及び事業所従業員への暴言や嫌がらせセクシャルハラスメント等のハラスメント行為を継続して行った場合。
- ③ 利用者及び親族・姻族代表又は代理人及びその家族が他の利用者や事業者及び従業員の名誉を棄損する行為、又は事業者及び従業員に対し通常実施するサービスの範囲を超えたサービス提供を要求する等の営業妨害行為。
- ④ 利用者及び親族・姻族代表又は代理人及びその家族が SNS 等を使用し、他の利用者又は事業者及び従業員の個人が特定できる情報や名誉を棄損する情報をインターネット上に公開する行為を行った場合。

13. 高齢者虐待防止及び身体拘束等の適正化の推進

ぬくもりの家では、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止する措置を講じます。高齢者虐待と思われる身体状況等を発見した場合は、法令の定めるところにより奥州市に通報します。

利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはなりません。その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することが義務づけられています。

14. 相談・要望・苦情をお受けします

サービスについて、利用者やそのご家族からの相談、要望、苦情に対しては、相談窓口を設けております。

(1) 苦情受付窓口 担当 居宅介護支援課長 佐々木 明美 月～金曜日 8:30～17:00
電話 0197-46-5100 FAX 0197-46-5166

(2) 行政機関、その他の苦情受付機関

胆沢総合支所 健康福祉グループ（健康増進プラザ 悠悠館内）月～金曜日 8:30～17:00

電話 0197-46-2977 FAX 0197-46-3105

前沢総合支所 市民福祉グループ 電話 0197-34-0274 FAX 0197-56-2171

衣川総合支所 市民福祉グループ 電話 0197-34-2369 FAX 0197-52-3949

岩手県福祉サービス運営適正化委員会（ふれあいランド岩手内）

電話 019-637-8871 FAX 019-637-4255

岩手県国民健康保険団体連合会 月～金曜日 9:00～12:00 13:00～17:00

電話 019-604-6700 FAX 019-604-6701

(3) 奥州いさわ会第三者委員の設置

苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した、適切な対応を推進するため第三者委員を設置します。

第三者委員	渡邊 松源	胆沢若柳	電話 46-2312
	菅野 憲彰	胆沢南都田	電話 46-3263
	安倍 キワ子	胆沢若柳	電話 49-2658
苦情解決責任者	佐々木 明美	ぬくもりの家施設長	電話 46-5100

居宅介護支援の提供にあたり利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和	年	月	日	事業者	社会福祉法人奥州いさわ会
				事業所名	ぬくもりの家 居宅介護支援事業所
				所在地	岩手県奥州市胆沢南都田字大持 30 番地
				説明者	ぬくもりの家 居宅介護支援事業所
				署名	

私は、契約書及び本書面により事業者から居宅介護支援についての説明を受け、サービスの提供開始について同意します。また、利用者及びその家族等の個人情報が記載されている書類を担当者会議等への提示及び他の事業所に提供することに同意いたします。

〈利用者〉 住所 奥州市

署名

(代筆者署名) (続柄)

〈親族・姻族代表者 又は代理人〉

住所

署名